

## 18 環境関係

### ア リサイクル・廃棄物

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 拡大生産者責任等の推進	環境省 経済産業省	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達)の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			○(環境省、経済産業省) 容器包装リサイクル法において、平成20年度より、優良な分別収集を行っている市町村に対して事業者が資金を拠出する制度を導入し、自治体の負担の軽減を図っている。 (環境省) 環境省においては、これまでリユースカップの導入促進の一環として、リユースシステムを定着させるための経済的手法のひとつとして、リユースカップのデポジット制度についても、その導入の是非、有効性について検討を進めてきたところである。 ペットボトルを始めとした容器包装について、平成20年3月より「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」を設置し、検討を行い、本研究会の提案等を踏まえ、デポジット制を導入したペットボトルリユースの実証実験を平成20年度に行った。その結果について平成21年7月に取りまとめを行っている。 (環境省) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の情報提供措置を含む、環境物品等への需要の転換については、事業者等に対する説明会において、周知徹底を図っている。また、環境配慮設計されている製品が調達品目に追加されるよう、毎年度、調達品目の見直しを行い、その見直しについて周知徹底を図っている。
② 一般廃棄物処理における民間参入の推進	環境省	a 一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。 b 民間資金、経営能力及び技術的能力を活用したPFI手法により、社会的に効率的な一般廃棄物処理施設の整備が推進されるよう、事例等の普及啓発を行う。	逐次実施			○(環境省) 一般廃棄物処理施設の整備については、廃掃法に基づく基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、PFIの活用により社会的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、環境省においても、PFI法に基づくPFI事業を循環型社会形成推進交付金の交付対象として、PFIを通じた民間参入の推進を図っている。また、環境省では、一般廃棄物処理施設の整備に係る契約状況等のデータを公表しており、この中でPFI事業として整備された施設の事例情報を公表し、その普及を進めている。
③ 一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成	環境省	一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。 また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。 さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体が異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 統一化された廃棄物会計基準の普及によるコストの把握、開示、ベンチマーキング、ベストプラクティスの横展開による廃棄物処理の効率化	環境省	地方公共団体が自らの一般廃棄物処理事業に係る費用を把握することで、他の地方公共団体との比較や民間委託を行った場合の処理費用の検討等を可能とし、引いては事業の効率化を図り、より健全なものへと推進していくために、会計基準に係るルールやツールの更なる整備と普及促進措置を早急に採る。		検討、以降継続実施		○ (環境省) 一般廃棄物会計基準に係るルールやツールの更なる整備と普及促進を図るため、会計基準に関する説明会やワークショップの開催及びQ&A集の整理等を行うとともに、地方公共団体のニーズを踏まえた財務書類作成支援ツールの改良を行っているところである。  資料: 一般廃棄物会計基準 ( <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ac/index.html</a> )
⑤ 家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	環境省	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。		逐次実施		○ (環境省) 特定家庭用機器廃棄物の引取状況については、これまで調査を実施してきたところであるが、今後も引き続き実態把握を進めていくとともに、特定家庭用機器廃棄物に係る引取り・引渡しの効率化を図るため、廃棄物処理法上の保管数量制限の見直しについて、実態を踏まえた検討を行う予定。
⑥ 自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について	経済産業省 環境省	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。	措置済			◎
⑦ 廃棄物収集・運搬・処理業の許認可に係る地方公共団体の申請書式の統一化	環境省	電子化の実現を見据え、許認可及びマニフェストの報告様式も含めた各種申請書類の早急な統一化を図るためにも、申請書式が浸透していない要因分析及び課題解決に努めるとともに、統一書式の利用について地方公共団体へ周知を行う。			措置	◎ (環境省) 現在示している許可申請書の標準書式の使用について、環廃産発第080331001号通知(「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)を发出するとともに、各種会議等を通じ、適宜都道府県等へ周知を図っているところ。 産業廃棄物処理業の許可申請時の添付書類の書式の統一に関しては、平成22年1月25日に中央環境審議会よりなされた「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、「申請時に一律に求めるべき書類と、申請内容に応じ審査時に個別に求めるべき書類、許可審査には不要な書類とを区別し、申請書添付書類として全申請者に求めるものについて必要最低限とした上で統一すべきである。ついては、許可審査に必要な書類は何か改めて検討し、必要と認められるものについては法令に規定すべきである。」との指摘を受け検討を行ったが、都道府県等による独自の申請書式が多岐にわたっていること、その考え方が多種多様であるために、国において統一的に申請書式を定める際には都道府県等の理解を得ることが不可欠であることから引き続き検討を行う。多量に産業廃棄物を排出する事業者が作成の上、都道府県知事に提出する産業廃棄物の減量等に関する計画等に関しては、平成22年度中に廃棄物処理法施行規則の一部改正を行い、統一的な書式を定める予定。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑧ 廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化	環境省	a 廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続きを一括して行うことにより、事業者の行政手続きが大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	措置済			◎ (環境省) 事業者及び地方公共団体に対し、アンケート調査を実施し、ニーズの把握や問題点等を整理の上、検討した結果、①許可申請手続の電子化については、将来的な許可申請の在り方の一つとは考えられるが、現状では、関係事業者及び自治体の意見においては喫緊の必要性を見出すことはできず、具体的対策としては、許可申請書類の簡素化・様式統一化を進めるべきであること、②許可情報の共有化については、情報漏洩対策等情報管理を確実に行うシステムの確立や許可申請書類の統一化を図った上で、共有化を進めていくべきであること、との結論が得られたところ。これを踏まえ、①については、環産産発第080331001号通知(「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)を發出し、許可申請手続きに係る書類の統一化について各都道府県・各政令市に対し周知徹底を図ったところ。また、②については、産業廃棄物行政情報システムの改善(法人登記簿謄本や他自治体で取得済みの許可証等を画像データに取り込み、各地方自治体の検索・閲覧を可能とするもの)を通じて、許可情報のより一層の共有化を予定しているところ。 さらに、今年5月19日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第34号)において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部を改正し、廃棄物処理法において住民票が必要となる事務のうち、廃棄物再生事業者の都道府県知事の登録に関する事務及び熱回収施設設置事業者の都道府県知事等の認定に関する事務について、住民基本台帳ネットワークを利用して申請することが可能な事務に追加したところ。
		b 廃棄物処理法上の許認可については、現在先行許可証の活用が図られているところであるが、審査の効率化及び添付書類等の削減のさらなる推進のため、住民基本台帳ネットワークの導入も含め、許可申請や許可情報の電子化、許可更新の効率化及び地方公共団体間におけるこれらの情報の共有化について、関係省庁と調整の上、事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討を行う。	検討・結論を得次第措置			
⑨ 電子manifest普及率50%達成策の明確化	環境省	普及率を平成22年に50%以上とするという目標達成に向けて、特に中小企業事業者の加入促進のための普及啓発に取り組むとともに、更なる利便性の追求を行うなど、普及促進のための方策を早急に策定し、公表する。		検討、以降継続実施		○ 電子manifest制度及びシステム操作の説明会の開催、パンフレット配布、ホームページ等により普及啓発を行い、さらにシステム加入料を無料とする普及促進キャンペーンを実施した(※)。また、システムの安定性・利便性を向上し機能の拡充を図るために平成20年度にシステム機能強化に着手し、平成22年5月より稼働、別添の事務連絡により各自治体に公表した。  ※キャンペーンについては、以下URLの通り報道発表 <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10780">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10780</a> <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11680">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11680</a>
⑩ 廃棄物のエネルギー利用の推進	環境省	地球温暖化対策の要請を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に規定する循環的利用の優先順位を留意しつつ、廃棄物のエネルギー利用の推進を図る必要があることから、その支援を進める。		平成21年度まで実施		◎ (環境省) 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進し、循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金」の活用や、エネルギー対策特別会計による「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」の実施により、廃棄物焼却熱等による発電・熱利用を行う施設の整備等についても支援を行っている。また、平成22年5月の廃棄物処理法の改正により、新たに一定の熱回収機能を有する施設の設置者に係る、新たに都道府県知事による認定制度が設けられた。これらの施策により、廃棄物のエネルギー利用の推進を図っている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑪ 木くずの運用の明確化	環境省	a 製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合、一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を明確化する。	措置済			◎
		b 製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出す。	措置済			◎
⑫ 都道府県及び市町村の指定制度の活用促進	環境省	各地方公共団体の判断により、廃棄物処理法上の業の許可手続を不要にし、円滑にリサイクルを進めるための制度である指定制度の利用促進の観点から、当該制度を地方公共団体及び事業者が、積極的かつ有効に制度を活用できる環境を整えるべく、周知を図る。	措置済			◎
⑬ 放置間伐材の利用促進	環境省	未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行う。	措置済			◎
⑭ 産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化	環境省	各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る。	措置済			◎
⑮ 地方公共団体ごとの産業廃棄物処理規制の見直し	環境省	広域的な産業廃棄物の適正処理及び再資源化を推進するため、地方公共団体が法律を上回る規制を課している実態把握を行い、問題解決に努めるとともに、再度、法の趣旨に反する上乗せ規制は行わないように周知する。			措置	◎ 平成20年12月に各都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対し、産業廃棄物処理に係る条例等に関する調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、平成21年6月26日開催の「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」においても「廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運営については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい」旨周知を図った。
⑯ 中間処理前における廃棄物の選別	環境省	排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理することが現行法で可能であることを廃棄物処理業者が認識しておらず躊躇する事例もあるため、適正かつ効率的な廃棄物処理及び再生利用を促す観点から、可能であることを周知する。		措置済		◎
⑰ 在宅医療廃棄物の適正処理	環境省	家庭から排出される一般廃棄物である在宅医療廃棄物の取り扱いについて、平成17年に「在宅医療に伴い改定から排出される廃棄物の適正処理について」が通知されているが、この通知後の追加調査によると、処理の適正化には一定の成果が上がっているが、依然として処理の実態を把握していない自治体が多く存在することから、適正な処理に向けた課題の解決方法を検討し、手引集を作成するなどして自治体に対して周知する。 【「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について(平成20年4月30日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知)】		措置済		◎

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑱ 広域認定制度における他社製品の回収について	環境省	広域認定制度は、現行法においても、製造事業者等が共同して広域認定の申請を行う際は、自社製品でなくとも共同申請事業者の製品については、当該製品の基礎情報及び処理情報等の共有化を図ることを前提として、処理することが可能である。 また、相手先ブランド名による製品製造(いわゆるOEM)による製品については、実際の製造業者が回収することは現行制度でも原則として可能である。 しかし、上記について現行可能である事を認識していない事業者も多いことから、現行制度でも可能であることを必要に応じて周知する。	措置済			◎
⑲ 一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用	環境省	一般廃棄物の広域認定制度に係る品目指定については、事業者からの個別相談の内容や社会の要請等を踏まえながら検討し、その内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであれば、品目の追加もなされるものであることを、手引きの改訂等により周知する。		措置		◎ 平成22年4月に手引き書を改訂し、告示品目に関しては「製造事業者等における取組等の状況、使用済み製品の廃棄・処理等の状況等を勘案し、広域認定制度の趣旨に沿うものについて対象としている」ことを明示した。また、事前相談においても趣旨に添えば品目の追加は可能なことを説明している。  資料：広域認定制度申請の手引き(H22年4月改定) ( <a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html</a> )
⑳ 事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	環境省	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	措置済			◎
21 使用済衣料品・繊維等のリサイクルに係る店頭回収・運搬・処分について	環境省	古繊維は、廃棄物処理法に定めのある「専ら再生利用の目的となる廃棄物(いわゆる専ら物)」に当たる場合、収集運搬及び処分業の許可は不要であり、例えば衣類の販売等、ほかの業を主として行っている、同様に業の許可は不要であることを周知する。		措置		◎ 古繊維をはじめとした専ら再生利用の目的となる廃棄物を業として処理する場合、他の業を主として行っている業の許可が不要である旨、平成21年1月19日に実施した全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議において、周知したところである。
22 電子機器等、同一性状の他社製品を含む下取り・運搬・処分について	環境省	同種の商品であれば他社製品の下取りも可能であること及びそのタイミングは必ずしも新製品の購入と同時に必要はないことを周知する。		措置		◎ 下取り行為においては、同種の製品であれば他社製品の下取りも可能であること、必ずしも購入と同時に引き取った場合に限らないことを、平成21年1月19日に実施した全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議において、周知したところである。
23 リサイクルポートの利用促進	国土交通省	リサイクルの拠点化と海上静脈物流ネットワークの形成をさらに促進するために、循環資源が積極的に取り扱われていない港湾に関して原因究明及びその改善策を行うべきである。あわせて、港湾機能高度化施設整備事業として補助金を交付している港湾に関しては、明確な評価基準を策定し費用対効果を把握すると共に、当該結果を開示する。			検討・結論、以降逐次措置	◎ 循環資源が積極的に取り扱われていない港湾に関して原因究明及びその改善策を行うことについては、平成21年の循環資源の取扱実績の調査を実施し、指定港全てにおいて、リサイクルポートの指定要件を満たす取扱実績があることを確認した。 港湾機能高度化施設整備事業(リサイクルポート)については、新規事業採択時等において費用対効果を算定し、開示する。
24 試験研究用途の一般廃棄物の取扱の明確化	環境省	優れた資源循環と廃棄物処理手法の確立は必要であるが、一般廃棄物の管理は各市町村による自治事務によるものであるため、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の必要性は、各市町村の判断に委ねていることを周知する。		措置		◎ 試験研究を目的とした産業廃棄物の収集運搬・処分については、所要の要件を満たした場合、産業廃棄物処理業の許可が不要である旨、都道府県等に対し通知したところである(平成18年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)が、各市町村が同通知の趣旨を踏まえ、一般廃棄物の処理においても準用できる旨を、平成21年6月26日に実施した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、周知したところである。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
25 産業廃棄物優良性評価制度の見直し	環境省	適正かつ効率的に業に取り組む優良な産業廃棄物収集運搬・処分業者の育成を図るために、排出事業者が率先して優良業者を選定するよう促す等の取組を進めるとともに、産業廃棄物処理業者のインセンティブの拡充を図ることなど更なる優遇措置を採ること等を検討し結論を得る。			検討・結論	◎ 排出事業者向けに優良性評価制度に関する講習会を開催、パンフレットの作成・配布により普及啓発を行った。また廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)により、優良処理業者に係る許可有効期間の特例制度を創設した。

## イ 地球温暖化

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
① 温室効果ガスの発生削減	環境省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 財務省 関係府省	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p>	逐次実施			<p>◎ (環境省) 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)において、「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。」とされた。 また、低炭素社会づくりの取組が、我が国の中長期の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図っているところ。</p> <p>○ (環境省) 地球温暖化対策技術の実用化・事業化の推進のため、産学官の連携により、 ・研究開発の成果を事業に結びつけるロードマップの明確化・共有化 ・実用化を促進する技術の開発・実証 ・実用化に向けた先駆的な取組への支援 を強力に推進している。その際には、開発成果を市場に普及するための施策等との連動を図っている。 温室効果ガス排出量25%削減目標は、各主体があらゆる対策に全力で取り組むことで達成し得るものであるため、ノンリグレット対策を含めて、あらゆる対策を推進している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>c. 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p>				<p>○ (環境省)</p> <p>京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成20年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めたところ。</p> <p>また低炭素社会の構築に向けて、中期的な観点から都市・地域構造や社会経済システムの転換にも取り組んでいる。例えば、2008年度から環境モデル都市の選定を行い、優れた事例の全国展開を図るなど低炭素型の都市・地域デザインや低炭素型交通・物流体系のデザインを進めていくこととしている。</p> <p>また、我が国の新たな目標である温室効果ガス25%削減を達成するため、平成22年1月に、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、よりCO2削減に向けた運動「チャレンジ25キャンペーン」に生まれ変わり、おける「1人1日1kgCO2削減チャレンジ宣言」などに取り組みとともに、低炭素社会づくりに向けて、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた低炭素社会づくりに向けた国民全体のライフスタイル・ワークスタイルの変革等を促すような温暖化防止の普及啓発、取組等の強化対策の強化取組を進めている。</p> <p>さらに、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスについても、それぞれガス別その他の区分ごとの削減目標を設け、取組を推進している。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>ライフスタイルにおけるCO2排出量の認識及び環境意識の向上に向けて、温室効果ガスを製品等に表示するカーボンフットプリント制度の構築に向けての検討や、環境負荷低減に向けた行動を身近にし持続可能なものとするため、地域ぐるみでの環境負荷低減に向けた活動への支援、日本最大規模で環境配慮製品等を展示を行うエコプロダクツ展の開催への協力等を行った。</p> <p>代替フロン等3ガスに関する排出抑制対策については、企業等における先導的な排出抑制の取組に対する補助の強化、温室効果の低いガスを用いた技術開発を行った。</p> <p>また、省エネ法に基づくトップランナー制度により、自動車や家電製品等の21機器について省エネ基準を策定し、消費効率改善を促進。平成19年7月には乗用自動車及び貨物自動車、11月にはDVDレコーダー、自動販売機及び電気便座の基準を強化。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(国土交通省)</p> <p>従来より、低公害車の開発・普及、交通流対策等の自動車交通対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通機関の利用促進等の環境負荷の小さい交通体系の構築を推進している。また上記運輸部門からのCO2の排出削減対策に加え、以下のとおり横断的政策の取組みを強化している。</p> <p>① グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の連携強化により、物流体系全体の環境負荷低減を促進。</p> <p>② 公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域の取組に対して集中的に支援策を講じる「ESTモデル事業」を実施。ESTモデル事業の成果を踏まえ、これまでの選定地域を対象に成果のとりまとめや、分析・検証結果を掲載した「EST データベース」を開設。</p> <p>③ 平成18年4月に施行されたエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の一部改正法の着実な運用等を通じて、輸送部門におけるエネルギー管理の徹底を推進。</p> <p>④ 物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進。</p> <p>⑤ 事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度を創設し、264事業所を認証するとともに、地域ぐるみの公共交通活性化へ向け、通勤交通グリーン化プログラムを公募し、6件認定するなど、公共交通利用推進に関する具体的取組を実施。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅・建築物の省エネルギー対策を推進。</p> <p>また、一定の中小規模の住宅・建築物についても省エネ措置の届出義務の対象に追加するとともに、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化することなどを盛り込んだ改正省エネ法が平成20年5月に公布。平成21年4月1日(一部平成22年4月1日)施行。</p> <p>さらに、平成22年度税制改正においては、既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合の固定資産税の減額措置の適用期限を延長。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(農林水産省)</p> <p>農林水産分野における地球温暖化防止策として、農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、</p> <p>① 森林吸収量目標1,300万炭素トン(4,767万t-CO<sub>2</sub>)の確保を図るための森林吸収源対策</p> <p>② 「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づく、食料と競合しない稲わら、林地残材、間伐材等のセルロース系未利用バイオマス資源の活用</p> <p>③ 食品産業等の環境自主行動計画、省エネルギー対策、食品リサイクル、容器包装リサイクルの取組</p> <p>④ 施設園芸の省エネルギー対策、農業機械の温室効果ガス排出削減対策、環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減、廃棄農業資材のリサイクル、畜産分野の温室効果ガス排出削減といった農業分野の温室効果ガス排出削減対策</p> <p>⑤ 操業形態の転換支援等による省エネルギー対策、漁船の省エネルギー対策、漁港、漁場の省エネルギー対策といった漁業分野の省エネルギー対策</p> <p>⑥ 地域資源としての農業用水の自然エネルギーを有効に活用するための小水力発電施設の導入支援等、農業農村整備事業における温室効果ガス排出削減対策等に取り組んだ。</p> <p>さらに、平成20年7月に戦略を改定し、</p> <p>① 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献</p> <p>② 農林漁業者のCO<sub>2</sub>削減努力を消費者にわかりやすく伝える省CO<sub>2</sub>効果の表示の推進</p> <p>③ 農地が有する温室効果ガスの吸収源としての機能の活用等の取組を追加し、農林水産分野における地球温暖化対策を強化した。</p> <p>特に、省CO<sub>2</sub>効果の表示については、平成21年3月に「農林水産分野における省CO<sub>2</sub>効果の表示の指針」をとりまとめ、農林水産分野の特性を踏まえた省CO<sub>2</sub>効果の基本的考え方や具体的な展開方法を示すとともに、簡易型の表示ルール、モデル的な取組の創出を支援している。</p> <p>また、平成21年8月には、農林水産分野から発生する非エネルギー起源の温室効果ガスの取引対象化や農林漁業者の国内クレジット制度等への参画促進方策等の検討結果をとりまとめ、農林水産分野の新たな排出削減方法論の策定や、農業者等と排出量取引先とのマッチング等の取組を支援している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>d 効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p>				<p>○(環境省、経済産業省)</p> <p>排出量取引の国内統合市場の試行的実施は1,000を超える企業等(自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)、国内クレジット制度への参加企業を含む)から参加申請があり、平成20年度(2008年度)に目標を設定した参加者については、自らの排出削減に加えて排出枠の取引等も活用し、すべての参加者が目標を達成した。また、国内クレジット制度については、制度開始以降、2010年7月時点で地方自治体を含め、全国各地から414件の事業計画が提出されており、これらの事業による排出削減見込み量は、2012年度末までに累計約101万トンにのぼっている。本試行的実施は、本格制度の基盤となるものではありませんが、排出実態等に関する情報収集、排出量の算定・検証の体制の整備、対象事業者における排出量取引への習熟等の意義があることから、本格制度に向けた準備のため、見直しを行った上で継続することとしている。</p> <p>排出量取引については、平成22年(2010年)3月に閣議決定し、国会に提出した地球温暖化対策基本法案において、温室効果ガス排出量の削減が着実に実施されるようにするため、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設を盛り込んでおり、このために必要な法制上の措置について、地球温暖化対策のための税と並行して検討を行い、法施行後1年以内を目途に成案を得るものとしている。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>経済産業省においては、排出量取引制度を含む様々な政策手法について検討を行うため、平成22年(2010年)6月、産業構造審議会に「政策手法ワーキンググループ」を設置。産業界のこれまでの取組や国際競争力の確保、雇用の安定や国民生活への影響にも十分に配慮しながら、我が国の実情に適合した実効性のある取組(環境省)</p> <p>環境省においては、平成22年(2010年)4月より、中央環境審議会地球環境部会の下に国内排出量取引制度小委員会を設置し、幅広い見地からの意見を聴きつつ、国内排出量取引制度の在り方についての専門的な検討や論点整理を行っているところである。</p> <p>カーボン・オフセットについては、平成20年(2008年)2月に「わが国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を公表しました。この指針に基づいて、普及啓発・相談支援等を行う「カーボン・オフセットフォーラム」の運営や、オフセット関連施策の動向の情報提供、モデル事業の実施、認証を受けた取組にラベルを付不する「カーボン・オフセット認証制度」、国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセットに用いることのできるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット(J-OVER)制度」の創設・活用促進、英国とのワークショップ開催等の取組を行った。</p> <p>平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「地球温暖化対策のための税」について、「平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進め」ることとされた。</p> <p>これを踏まえ、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則においても、同趣旨の規定が盛り込まれた。</p> <p>また、平成22年(2010年)3月に閣議決定し、国会に提出した地球温暖化対策基本法案においても、同趣旨の規定が盛り込まれた。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p>				<p>○ (経済産業省) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマスエネルギーの再生可能エネルギーや燃料電池等は、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、研究開発の実施、実証・導入にかかる支援策の充実、RPS法の着実な実施、グリーン電力証書の自主的取組の充実等によりその導入を促進した。また、地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスを共有した。 加えて、新エネルギー対策の抜本的強化について、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において総合的検討を行った。</p> <p>○ (経済産業省、国土交通省、環境省) 平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車の率先導入を推進。平成16年度末に政府の全ての一般公用車について、低公害車への切替えが完了。平成13年7月、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を促進。 具体的には以下のとおり ・自動車グリーン税制等による低公害車・低燃費車の普及促進 ・自動車重量税及び自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に係る負担を時限的に減免する措置を創設 ・地方公共団体及び民間事業者等に対する低公害車の導入及び天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施 ・非接触給電ハイブリッドバス等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証実験等を推進 ・平成17年3月、燃料電池自動車の安全・環境に係る基準を策定 ・低公害車フェア等普及啓発活動の実施</p> <p>○ (環境省) 地球温暖化対策技術の研究開発・実用化については、平成16年以降継続して予算を措置。21年度は主要なステークホルダーの参画を得て、優良技術を社会に組み込むための必要な検討を行うため「グリーンイノベーション推進実証研究領域」を新たに設置するための予算要求を行い、平成22年度は当該領域を重点的に実施している。事業の選定に当たっては、民間企業、大学等から広く公募し、多方面に知見を持つ外部専門家からなる評価委員会の意見を聞いた上で、採択し事業を展開している。事業実施実績は19年度には36件、20年度には40件、21年度には34件、平成22年度は53件であり、引き続き地球温暖化対策技術の研究開発・実用化を推進していく。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。				○(農林水産省) 地球温暖化防止に向けた京都議定書の目標達成のため、平成19年度以降6年間にわたり毎年55万haの間伐の実施に向け取り組むとともに、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の取組等により、森林の整備・保全を推進しているところ。 国民参加の森林づくり等の推進:間伐推進のための現場への働きかけと国民世論の形成を一体化させた「美しい森林づくり推進国民運動」の取組を促進する中で、植樹祭等の実施を通じた普及啓発活動や森林ボランティア活動への支援等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進している。 木材・木質バイオマス利用の整備:森林所有者から木材加工業者まで、川上・川下が連携して、低コスト・大ロットの安定的な木材供給の実現を図ることにより、木材の生産・流通に関する構造改革を総合的に推進する。また、木材供給・利用量の更なる拡大に向け、「公共建築物木材利用促進法」(平成22年法律第36号)の推進とともに、木材産業の競争力強化、木づかい運動等の消費者対策、木質バイオマスの利用拡大、木材の輸出促進等の取組を推進している。
② ガスパイプラインの建設促進	経済産業省 農林水産省	公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	実際上の必要が生じた場合に 検討			—
③ 排出量取引の会計上の取扱いの明確化	金融庁	現在、京都メカニズムクレジット等に係る会計基準については、企業会計基準委員会によって実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2006年7月14日改正)が策定されており、当該実務対応報告に記載のない事項については、現行の他の会計基準にしたがって会計処理することとなる。しかしながら、京都メカニズムクレジット等が実態の分かりにくい資産である事からも、京都メカニズムクレジット等を購入している各事業者は個別の会計方法を十分に認識できていない、という指摘がある。 したがって、京都メカニズムクレジット等の会計処理については、今後、実務上の取扱いについて関係省庁間で情報を共有しながら具体的な課題の把握に努めて、それを企業会計基準委員会に提示するなど情報提供に努める。	検討開始・ 適宜措置			◎(金融庁) 排出枠取引の会計処理については、企業会計基準委員会において検討を行い、平成21年6月23日、試行排出量スキームにおいて必要と考えられる会計処理を明確化した改正「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を公表し、公表日を含む事業年度から適用されている。
④ 排出量取引の取扱いの明確化	財務省	今後、実際の取引が活発化することを踏まえて、排出量取引について、引き続き関係省庁間で情報を共有しながら取引の実態の把握に努め、これを踏まえた実務処理等の在り方について検討を進める。	検討開始・ 適宜措置	措置済		◎(財務省) 排出量取引に係る税務上の取扱いについて、関係省庁からの照会に対して文書回答を行うとともに、この内容をホームページに公表した(文書回答:平成21年2月24日 公表:平成21年2月26日)。
⑤ 排出量取引にかかる情報提供の推進	環境省	京都メカニズムクレジット等に関しては、新たな資産・概念ということもあり、その取扱い等については、まだ国民に対して定着するほど理解が深まっていないとの指摘がある。今後、排出量取引は、限られた事業者のみでなく、さらに多くの団体・企業へ広がる見込みが大きい。 したがって京都メカニズムクレジット等に関する疑問等に対して、生活者から企業の担当者までが必要な情報に幅広くアクセスできるよう、環境省等のウェブサイト等を有効に活用し、適切な情報や情報源を一元的に掲載するよう措置する。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 太陽光パネルの大胆な導入支援策の検討	経済産業省 環境省	購入時補助や技術開発支援、固定枠制などの現行制度に加え、電気事業者に対し長期間に渡って発電コストより高い価格での電力の買取を義務づけることにより太陽光発電の普及を促進する固定価格買取制度など、ドイツを含めた諸外国の太陽光発電導入政策を参考にしながら、我が国においても太陽光を含めた新エネルギーの大胆な導入支援策について国民負担の在り方も踏まえた上で検討し、結論を得る。			検討・結論	○ (経済産業省・環境省) 平成21年11月より、太陽光発電の余剰電力買取制度を開始。導入支援や税制優遇等の支援制度に加え、太陽光発電から得られる余剰電力が従来の2倍程度の価格で買い取られるようになり、太陽光パネル導入が加速化されているところ。 また、同じく平成21年11月に省内に「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」を設置。その検討結果を踏まえて平成22年7月に制度の大枠を提示したところ。引き続き、制度の詳細な検討を重ね、再生可能エネルギーの全量買取制度の円滑を目指している。

### ウ ヒートアイランド

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
① ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等	環境省 国土交通省	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	逐次更新			○ (環境省) 調査研究等の報告書については、逐次環境省ホームページにて公表している。また、報告書に掲載しているデータを含めヒートアイランドに関連する情報について、ホームページにて整理・公表した。 <a href="http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html">http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html</a>
		b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。	逐次実施			○ (環境省) ヒートアイランドのメカニズム解明に向けて3大都市圏において気温等の観測を行っている。 また、ヒートアイランド現象による環境への影響やその評価方法等について引き続き調査を行った。 さらに、暑さ指数(WBGT値)の実測値を得るため、全国6都市において計器を設置し、データを収集した。  (国土交通省) 全国各地の猛暑日・熱帯夜・冬日等の日数の長期変化傾向とともに、気温の上昇がより顕著な冬季のヒートアイランドについて関東地方及び近畿地方を対象に事例解析等の調査を行い、それらの結果を平成20年5月に公表した。 また、平成21年5月には東海地方、平成22年6月には九州北部地方について同様の事例解析等の調査結果を公表した。 <a href="http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/himr/index.html">http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/himr/index.html</a>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 人工排熱の削減	経済産業省 国土交通省 環境省	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	逐次実施			○ (経済産業省) トップランナー方式による機器の省エネ性能の向上、省エネ住宅や設備・システムの普及促進、燃料電池等の技術開発等を実施。また、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、省エネ基準の適合義務化に向けて、年内に義務化の対象、時期、支援策等について検討する。 (国土交通省) 民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅・建築物の省エネルギー対策を推進。 また、一定の中小規模の住宅・建築物についても省エネ措置の届出義務の対象に追加するとともに、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化することなどを盛り込んだ改正省エネ法が平成20年5月に公布。平成21年4月1日(一部平成22年4月1日)施行。 さらに、平成22年度税制改正においては、既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合の固定資産税の減額措置の適用期限を延長。 (環境省) 未利用エネルギーの利用に当たっての基礎的な調査を実施した。
③ 人工化された地表面被覆の改善	国土交通省 環境省	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	逐次実施			○ (国土交通省) ヒートアイランド対策大綱に基づき、各種施策の推進を図っている。 (環境省) ヒートアイランド現象の顕著な街区において、ヒートアイランド現象を緩和するため、CO2削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプ等の複数のヒートアイランド対策を集中的に実施する事業に対して補助を行った。
④ ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等	環境省 国土交通省 関係府省	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	逐次実施			○ (環境省、国土交通省、関係府省) 平成20年7月に開催したヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた対策の進捗状況についての点検結果をとりまとめた。 【「ヒートアイランド対策大綱第4回対策の進捗状況の点検」(平成20年7月 ヒートアイランド対策関係府省連絡会議)】 また、同連絡会議において着手した大綱の見直しについて、引き続き同連絡会議において検討する予定。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進	環境省 国土交通省 関係府省	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	逐次実施			○ (環境省、国土交通省、関係府省) 地方公共団体と連携を密にし、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援している。 (環境省) 東京都、横浜市、福岡市における熱環境改善効果の調査検討等の実施について支援した。

## エ その他

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	環境省	粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。	引き続き 検討			○ (環境省) 平成20年12月に微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問し、同審議会大気環境部会に設置された「微小粒子状物質環境基準専門委員会」及び「微小粒子状物質測定法専門委員会」で検討が進められ、平成21年9月の大気環境部会では両専門委員会報告を含めた答申が取りまとめられた。これを受けて、同年9月9日に「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(環境省告示第33号)を告示した。
② 外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	農林水産省 国土交通省 環境省	外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、実効的な対策を政府として検討する体制を確立し、平成19年度以降、各種施策を実施する。	当面のとりまとめを踏まえ、平成19年度以降、各種施策を実施			○ (農林水産省、国土交通省、環境省) 平成18年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を踏まえ、平成19年度以降の当面の施策として、漂流・漂着ゴミの状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策等の各種施策を実施した。 また、平成21年7月、海岸漂着物の円滑な処理とその発生の抑制を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が議員立法により成立した。また、平成22年3月には、同法に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が定められた。政府としては、これらを踏まえ、海岸漂着物対策を推進している。
③ 離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の簡易測定法の改善	環境省	現在普及が進んでいる簡易測定法の種類や測定精度の確保の状況等を把握した上で検討を開始し、結論を得る。			検討開始、結論を得次第措置	○ (環境省) 平成21年度から検討を開始し、平成22年度中に結論を得次第通知を発出することとしている。